

小郡市公共施設等総合管理計画・公共施設マネジメント戦略について

※以下、「計画」は「公共施設等総合管理計画」を、「戦略」は「公共施設マネジメント戦略」を指します。

1. 計画及び戦略策定の背景と目的

＜公共施設等総合管理計画とは＞

- 公共施設等総合管理計画とは、「地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画」（総務省）のことです。
- 公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することを目的としています。
- 平成 26 年 4 月 22 日付通達により、総務省から自治体に対して、策定が要請されました。

＜本市における状況＞

- 本市では、平成 28 年度に計画期間を 10 年間とする「小郡市公共施設等総合管理計画」を策定し、策定から 5 年経過した令和 3 年度に改訂を行っています。
- 令和 8 年度で現行計画の計画期間が終了することから、新たな計画策定が求められます。

＜背景＞

- 本市では、市制施行の人口増加にあわせて公共施設を整備してきました。これらの多くは建設後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しており、一斉に更新時期を迎えることになります。
- 一方で、少子高齢化にともなう税収減や、社会保障費の増大等により、公共施設の更新費用の確保が困難になることが予想されており、財政負担の軽減や平準化が急務です。
- また、社会情勢や人口構造、市民ニーズ等が変化する中、それらの変化に応じた公共サービスの提供と、安定した財政運営の両立が、ますます求められています。

＜計画及び戦略策定の目的＞

- 上記の背景をふまえ、本市の公共施設を取り巻く現況や課題を整理し、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を目指すことを目的として、公共施設等総合管理計画を策定します。
- さらに、社会情勢や市民ニーズをふまえた市全体の公共サービスのあり方や、公共施設の最適な機能・規模、公共施設の集約の考え方や取組の進め方などを明らかにすることを目的として、公共施設マネジメント戦略を策定します。

2. 対象施設

- 小郡市が保有又は管理する公共施設（建築物）
- インフラ（道路・橋梁・下水道）

※ただし、公共施設マネジメント戦略は、建築物のみを対象とします。

3. 計画及び戦略の期間

- ・ 公共施設等総合管理計画初版（第1期計画）は、計画期間を10年間としつつ、管理目標の設定においては、計画期間を令和38年度までの40年間としていました。
- ・ 本計画は、第1期計画に続く第2期計画として、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とします。ただし、管理目標の設定は、当初計画の計画期間である令和38年度までとします。なお、第2期計画も、第1期計画と同様、5年経過後に中間見直しを図る予定です。
- ・ また、公共施設マネジメント戦略については、中長期を見据えた公共施設のあり方・集約の考え方を示す観点から、計画期間を30年間とします。今後、公共施設等総合管理計画の改定にあわせて、必要に応じて見直しを図ります。

【計画期間】

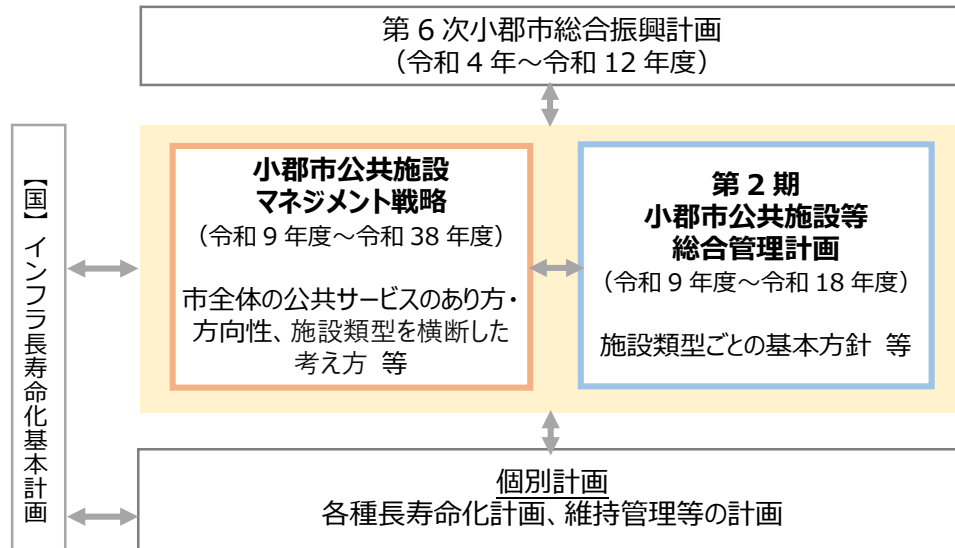
- 公共施設等総合管理計画（第2期）：令和9年度から令和18年度まで（10年間）
（ただし、管理目標の設定は、令和38年度までの30年間）
- 公共施設マネジメント戦略：令和9年度から令和38年度まで（30年間）

	2017 ～ 2026 (H29) ～ (R8)	2027 ～ 2036 (R9) ～ (R18)	2037 ～ 2046 (R19) ～ (R28)	2047 ～ 2056 (R29) ～ (R38)
公共施設等 総合管理 計画	管理目標 【40 年間】			
	第1期 (現行計画) 【10 年間】	第2期 (今回策定) 【10 年間】	第3期	第4期
公共施設 マネジメント 戦略		公共施設のあり方・集約の考え方 施設類型を横断した考え方など 【30 年間】		

整合（公共施設等総合管理計画の見直しにあわせ、必要に応じ見直し）

4. 計画及び戦略の位置づけ

- 計画及び戦略は、市の最上位計画である「第 6 次小郡市総合振興計画」におけるまちづくりの将来像の実現に向けて、公共施設全体の基本的な指針を示すものです。
- また、分野別の個別計画は、施設の長寿命化や維持管理等を定めており、これらの計画との整合を図ります。



5. 計画及び戦略の内容

< 公共施設等総合管理計画 >

総務省の指針において、以下の項目が「記載すべき事項」として定められています。

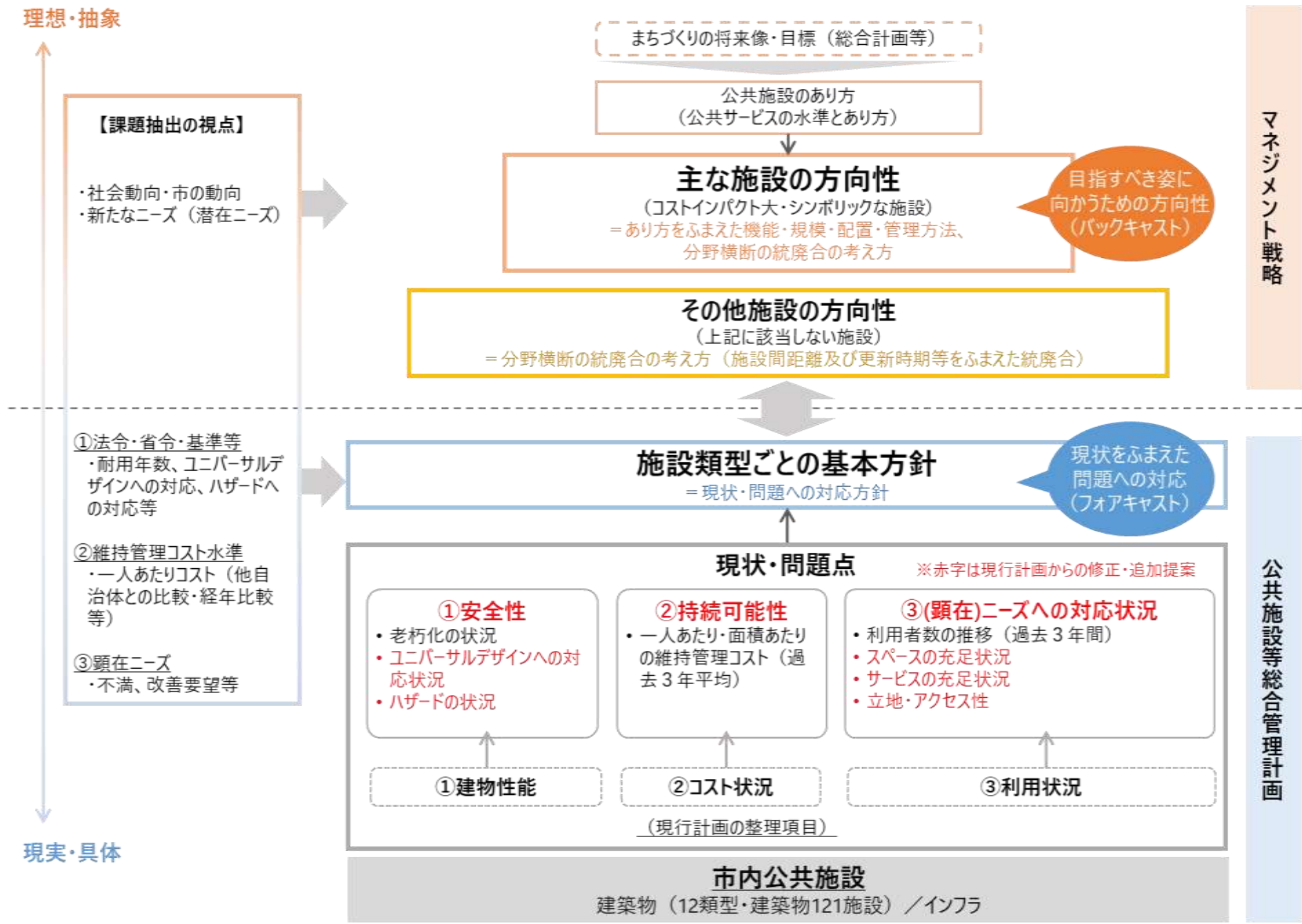
- 1) 公共施設等の現況及び将来の見通し
- 2) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- 3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

< 公共施設マネジメント戦略 >

以下は現時点での案です。今後の検討状況もふまえて記載内容を確定していきます。

- 1) 公共サービスのあり方（市全体の視点からみた、公共サービスの水準とあり方）
- 2) 施設の方向性（将来的な公共施設の機能・規模・管理方法の最適案）
- 3) ロードマップ（計画期間内における実行計画）

6. 計画及び戦略の枠組み及び検討の視点



7. 検討体制

【関係会議】

	構成員	役割
審議会	学識経験者、市民代表など	庁内会議で議論された内容について審議し、答申を行う。
策定委員会	市長、副市長、教育長、各部長及び部長相当職	計画原案の作成
推進会議	経営政策部長及び関係課の課長級職員	計画の原案作成の推進
職員研修	関係課の係長級・担当職員	公共施設をめぐる現状・課題や今後のあり方に関する共通理解を醸成する。

8. 検討の進め方

